

## 川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業実施要綱

26川健精保第177号

平成26年4月1日

健康福祉局長専決

### (目的)

第1条 本要綱は、精神科病院に入院している精神障害者のうち、長期にわたる入院により退院への意欲が損なわれ、自力での退院が困難な精神障害者に対し、地域生活の可能性を伝え、新しい生活へと踏み出す力を取り戻すための地域移行支援（以下「地域移行」という。）および、退院後安定した生活を送るための地域定着支援（以下「地域定着」という。）を推進する体制整備を行うことにより、精神障害者の自立を促進することを目的とする。

### (支援対象者)

第2条 支援対象者は、市内への地域移行を希望する市内外精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院が可能な者とする。

### (実施主体)

第3条 実施主体は、川崎市と（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部または一部を社会福祉法人、医療法人、特定非営利法人等であって、適切な事業運営ができると認められる事業者に委託して実施することができる。

### (事業内容)

第4条 本事業は、地域移行・地域定着支援に係る相談機関や事業所が、精神科医療機関と精神障害者を支える地域の関係機関との連携を強化し、精神科病院に入院している精神障害者への地域移行促進のための働きかけや、地域移行・地域定着に関する普及啓発を行うとともに精神障害者の地域生活に関する体制作り等の支援を行う。

### (地域移行・地域定着支援推進会議の設置)

第5条 市は、本事業における取組を推進するため、地域移行・地域定着支援推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置し、必要に応じて開催する。

2 推進会議の構成員は、以下に掲げる対象者の支援に関わる者とする。

- (1) 指定一般相談支援事業者
- (2) 精神科医療機関
- (3) 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者
- (4) ピアサポーター
- (5) 区地域みまもり支援センター
- (6) 総合リハビリテーション推進センター
- (7) その他対象者の支援に関わる者で必要と認められる者

3 推進会議の業務は、以下のとおりとする。

- (1) 体制整備のための調整
  - (2) 事業の評価及び課題解決に向けた方策の検討
  - (3) 地域における社会資源の把握
  - (4) 地域移行・地域定着支援の推進及び普及啓発のための研修の企画及び実施
  - (5) その他本事業の実施にあたって必要な事項の協議
- (ピアサポーターの養成及びピアサポーターの活用)

第6条 同じ障害を抱えた当事者として、対象者に共感や安心感を与えながら、退院に向けた意欲を高める支援を推進会議の構成員と共に活動するピアサポーターを活用する。

なお、ピアサポート活動の活用にあたっては、ピアサポート従事者に対して、活動内容、報酬、活動時間等の条件を明確にし、推進会議の構成員が助言・指導を行い、支援関係者と連携を図ることとする。

(総合リハビリテーション推進センター及び地域みまもり支援センターの役割)

第7条 総合リハビリテーション推進センター及び地域みまもり支援センターは、指定一般相談支援事業所、障害福祉サービス事業等の関係機関に対して、地域移行のために必要となる社会資源等の情報を提供するとともに、医療機関への働きかけを行うなどにおいて必要な協力を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 本事業に関わる関係者は、その業務の遂行に当たっては、精神障害者の人権を尊重してこれを行うとともに、業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(苦情解決)

第9条 実施施設は、提供した支援に関する対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等、その解決に努めなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事業の実施については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 川崎市精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱は平成26年4月1日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。